

第 4 5 回

亀岡市都市計画審議会 議案

亀岡市都市計画審議会
令和 3 年 2 月 2 6 日開催

議第 9 7 号

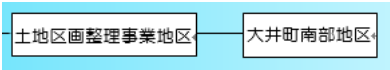
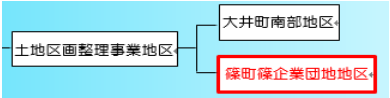
亀岡市景観計画の変更について

景観法(平成 1 6 年法律第 1 1 0 号)第 9 条第 8 項の規定において準用する同法同条第 2 項の規定に基づき、亀岡市景観計画を次のとおり変更する。

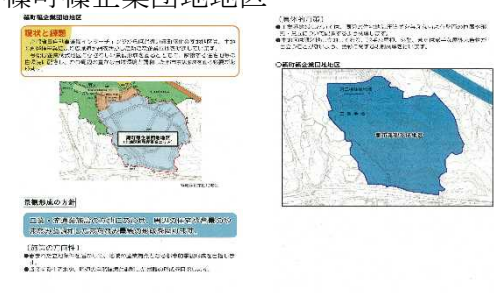
亀岡市景観計画の変更（案）について

「亀岡市景観計画」の一部内容を以下のとおり変更します。

◆「亀岡市景観計画」変更内容

該当頁	変更前	変更後
P 4 説明文	「…」R 各駅周辺のエリアや国道 9 号沿道、大井町南部土地区画整理事業区域を「都市景観形成地区」に指定し、…」	「…」R 各駅周辺のエリアや国道 9 号沿道、大井町南部土地区画整理事業区域、 篠町篠企業団地土地区画整理事業区域 を「都市景観形成地区」に指定し、…」
P 6 図 内	都市景観形成地区 	都市景観形成地区 
P 7 図 内		

【裏面に続く】

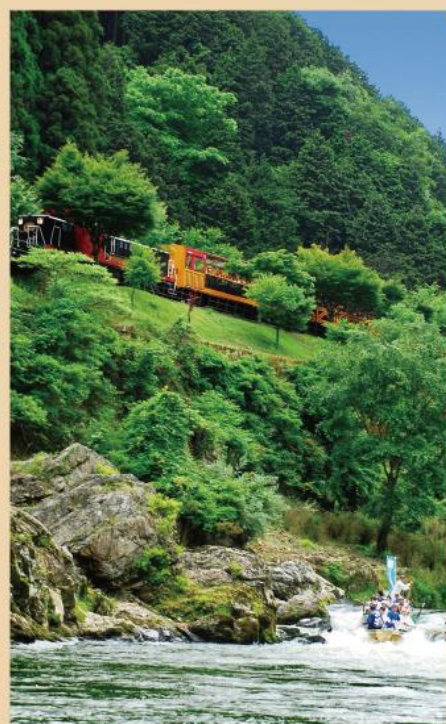
該当頁	変更前	変更後
P 8 現状と課題	「…当該事業地の一面には京都スタジアム（仮称）の建設が計画されるなど、新しい市街地の形成に向けた取り組みが進められています。…」	「…当該事業地の一面には京都府立京都スタジアムが建設されるなど、新しい市街地の形成に向けた取り組みが進められています。…」
【新規】		篠町篠企業団地地区 
P 27 ○一般地区		
P 28 30 32 34 【届出を要する行為】	※ 4 ・ 旗ざお及び架空電線路用並びに電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第十号に規定する電気事業者及び同項第十二号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。	※ 4 ・ 旗ざお及び架空電線路用並びに電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第十七号に規定する電気事業者の保安通信設備用のものを除く。



変更(案)

亀岡市 景観計画

Landscape plan of KAMEOKA City



豊かな景観がはぐくむにぎわいと
文化が織りなす共生のまち かめおか
～京の奥座敷・川下り・京野菜・銚のにあうまちづくり～



目 次

第1章 景観計画の基本理念	1
第2章 景観計画の区域	3
1. 景観計画区域	3
2. 景観形成地区	4
(1) 都市景観形成地区	4
(2) 湯の花温泉景観形成地区	5
(3) 自然景観形成地区	5
第3章 良好な景観形成のための方針	8
1. 景観形成地区	8
(1) 都市景観形成地区における景観形成の方針	8
(2) 湯の花温泉景観形成地区における景観形成の方針	20
(3) 自然景観形成地区における景観形成の方針	21
2. 一般地区	23
第4章 良好な景観形成のための行為の制限	28
1. 景観計画区域における行為の制限	28
2. 都市景観形成地区における行為の制限	30
3. 湯の花温泉景観形成地区における行為の制限	32
4. 自然景観形成地区における行為の制限	34
第5章 良好な景観形成に必要な事項	36
1. 景観重要建造物の指定の方針	36
2. 景観重要樹木の指定の方針	36
3. 景観重要公共施設の整備に関する事項	37
4. 屋外広告物に関する事項	39
第6章 良好な景観形成に向けた取り組みへの支援	42
1. 情報発信・啓発	42
2. 景観形成地区の追加指定	42
3. 景観地区・景観協定の推進	43
4. 市民等との協働体制の確立	44
5. 助成制度	44
6. 顕彰制度	44

第1章

景観計画の基本理念

基本理念

亀岡市における資源を活用し、良好な景観形成を通じ、『住んで良かった』『訪れて良かった』と思えるまちづくりを目指して、基本理念を次のように提唱します。

**豊かな景観がはぐくむ
にぎわいと文化が織りなす共生のまち かめおか**
～京の奥座敷・川下り・京野菜・銚のにあうまちづくり～



目的

目的 市民・事業者・行政の協働による良好なまちづくり

近年の地域社会においては、高度経済成長時におけるものの充足といった価値観から、生活空間の質的な向上が求められる時代へと変化してきました。亀岡市においては、その情勢をいち早く感じ取り、平成4年に『亀岡市都市景観形成基本計画』を、平成8年には『亀岡市都市景観形成ガイドプラン』を策定し、景観形成を図ってきました。しかし、例えば歴史的景観といえる城下町のまちなみも、家屋の建て替えなどに対する行政指導だけでは限界があり、個性的で風情のあるまちなみが失われつつある現状を抱えています。そしてなによりも、良好なまちなみを保全・創造していくには、市民と事業者、行政が積極的に関われる仕組みを整えることが求められます。

そこでこの度、亀岡市においては、平成22年4月に景観法に基づく「景観行政団体」へ移行し、地域の特性を活かす景観計画を策定することにより、更なる実効性のある景観形成の取り組みを行うものです。

目 標

目標 ①

市民財産である豊かな緑と 保津川をはじめとする清流景観の保全

私たちのまち亀岡は、四方をなだらかな山々に囲まれ、中央には母なる川・保津川が流れ、また府下有数の穀倉地帯として広大な農地が広がるなど、水と緑が織り成す豊かな自然環境に恵まれています。山林の緑と黄金色にきらめく田園、清らかな水辺で構成する本市の自然景観は、市民にとっても、地域にとっても貴重な財産であり、適切な保全のもとで次世代に伝えていくことが大切です。

目標 ②

亀山城址と城下町風情の保存

古くは都（京都市）と丹後・丹波を結ぶ交通の要衝として栄え、「本能寺の変」など歴史が大きく動いたさまざまな場面で登場し、石田梅岩、円山応挙など歴史上の人物を多く輩出しています。現在も、亀山城址を中心に城下町のたたずまいを残し、「亀岡光秀まつり」「亀岡祭」に代表される伝統的な地域文化が受け継がれています。

まちを守り繁栄させるため工夫された街割りや街筋、伝統的な造りの町家、風格ある寺社や御土居などの歴史的資源を保全・活用することを基本にした景観形成を図っていく必要があります。

目標 ③

三大観光振興支援とまち歩きの魅力発掘

亀岡市には、豊かな自然的情緒が満喫できる「保津川下り」や溪谷を縫う「トロッコ列車」、京の奥座敷「湯の花温泉」など観光資源に恵まれています。これらの観光拠点を更に魅力的なものとするためにも、良好な景観形成は欠かせないものと考えられます。

また、これら観光拠点は点在しており十分な連携が図られているとはいいがたく、ネットワーク化を図り、にぎわい交流のまちづくりを推進することが大きな課題となっていますが、そのためには、市の中心部に位置する城下町界わいの景観形成を進め、更なる魅力の向上を図っていく必要があります。

目標 ④

市民との協働によるまちづくり

良好な景観の形成は、行政の取り組みだけで成り立つことができません。広く市民の方々の景観に対する関心と市民自らが景観に対する共通認識を高め、その実現に向けて一定のルールを守りながら、取り組んでいくことが大切です。優れた景観の形成は、長い時間を必要としますが、継続的な行政の施策と市民による自発的かつ積極的な取り組みの蓄積によって実現されます。

1. 景観計画区域

良好な景観は、現在及び将来における私たちの資産として、市民一人ひとりの賛同と協働により守り、あるいは修復し、創造していかなければなりません。そのためには多彩な地域特性を踏まえて、建築物や工作物の規制及び誘導を行う必要があることから、本市全域を景観計画区域として定めます。

景観計画区域（市域全域）



2. 景観形成地区

説明文枠内、赤字部分に修正

亀岡市の良好な景観の形成に際し、特に地域特性を活かした景観の形成が必要な地区を「景観形成地区」に指定し、地域に応じた特色ある景観形成の誘導を行います。

「景観形成地区」は、今後の地区の状況変化及び文化的資産の調査等に合わせ、随時見直していくこととします。

(1) 都市景観形成地区

JR嵯峨野線（JR山陰本線）の各駅の周辺は、亀岡市の都市核として住宅のほか店舗や事業所が集積し、多くの市民や来訪者が行き交う場所となっています。

また、京都と山陰方面を連絡する国道9号は、市外の人も多く行き交っており、亀岡のまちのイメージに大きく影響を与えているとともに、これから新市街地として整備される土地区画整理事業区域も、今後、亀岡の景観に大きな影響を与えるものと考えられます。

そのため、JR各駅周辺のエリアや国道9号沿道、大井町南部土地区画整理事業区域、篠町篠企業団地土地区画整理事業区域を「都市景観形成地区」に指定し、良好な都市的景観の形成を進めます。



JR亀岡駅



JR馬堀駅前



亀岡市役所



国道9号沿線のまちなみ

(2) 湯の花温泉景観形成地区

湯の花は、亀岡の三大観光拠点のひとつとして多くの観光客が訪れる場所となっています。そこで、温泉郷のエリアを「湯の花温泉景観形成地区」に指定し、「京の奥座敷」にふさわしく深みのある、心やすらぐ魅力的な景観の創出を進めます。



湯の花温泉



市道湯の花温泉線

(3) 自然景観形成地区

市域面積の約 7 割を占める山林は、亀岡市の特徴でもある四季折々の自然の景観を形づくっています。

特に、盆地の周囲を取り巻く山々は、市街地のほとんどの地点から眺望することが可能であり、今後ともその自然景観を守っていくことが大切です。

そのため、盆地の周囲を取り巻き、市街地の背景ともなっている山々を「自然景観形成地区」に指定します。



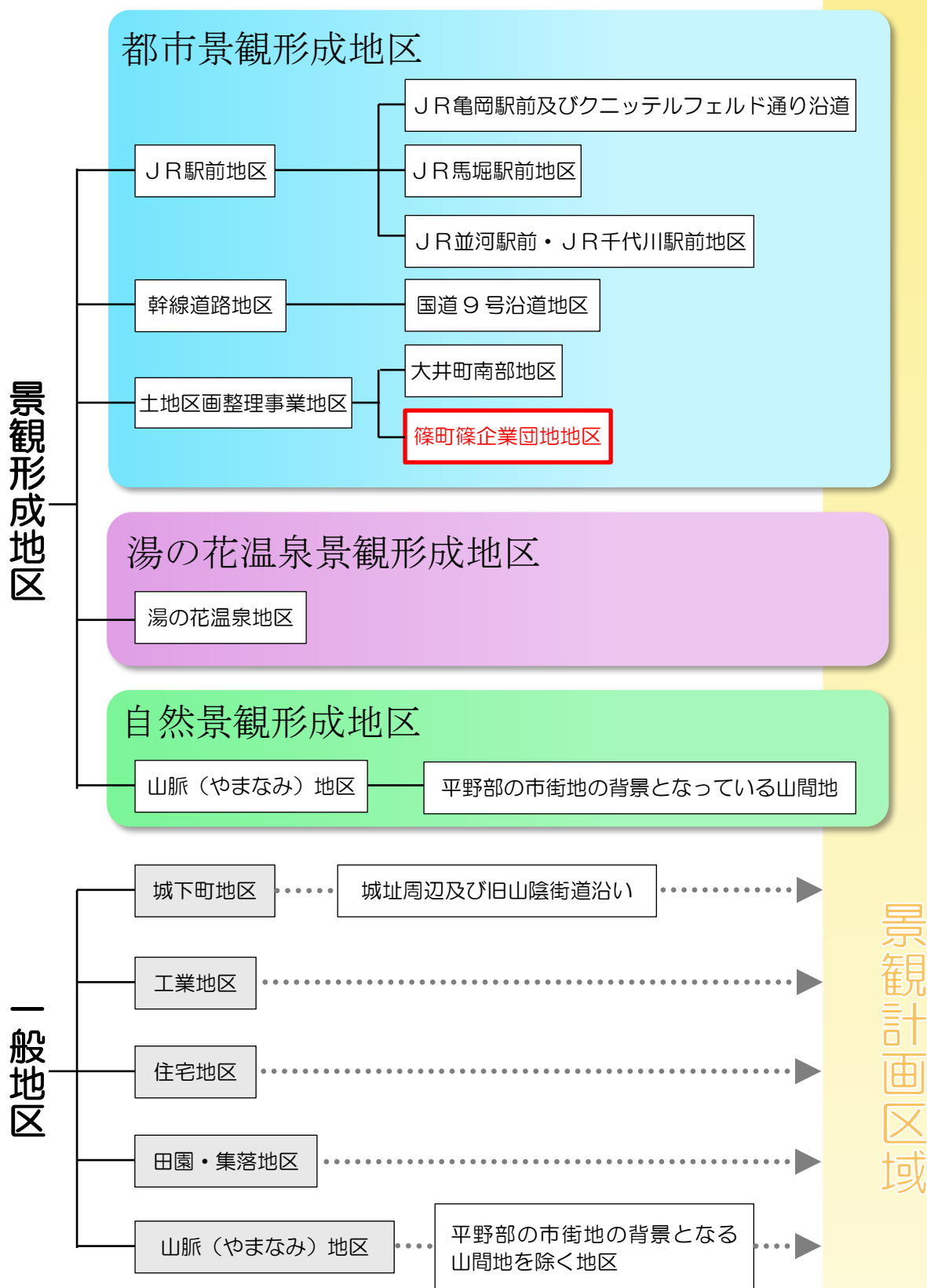
川東地区の田園風景と集落



市役所から曽我部町・蔭田野町方面

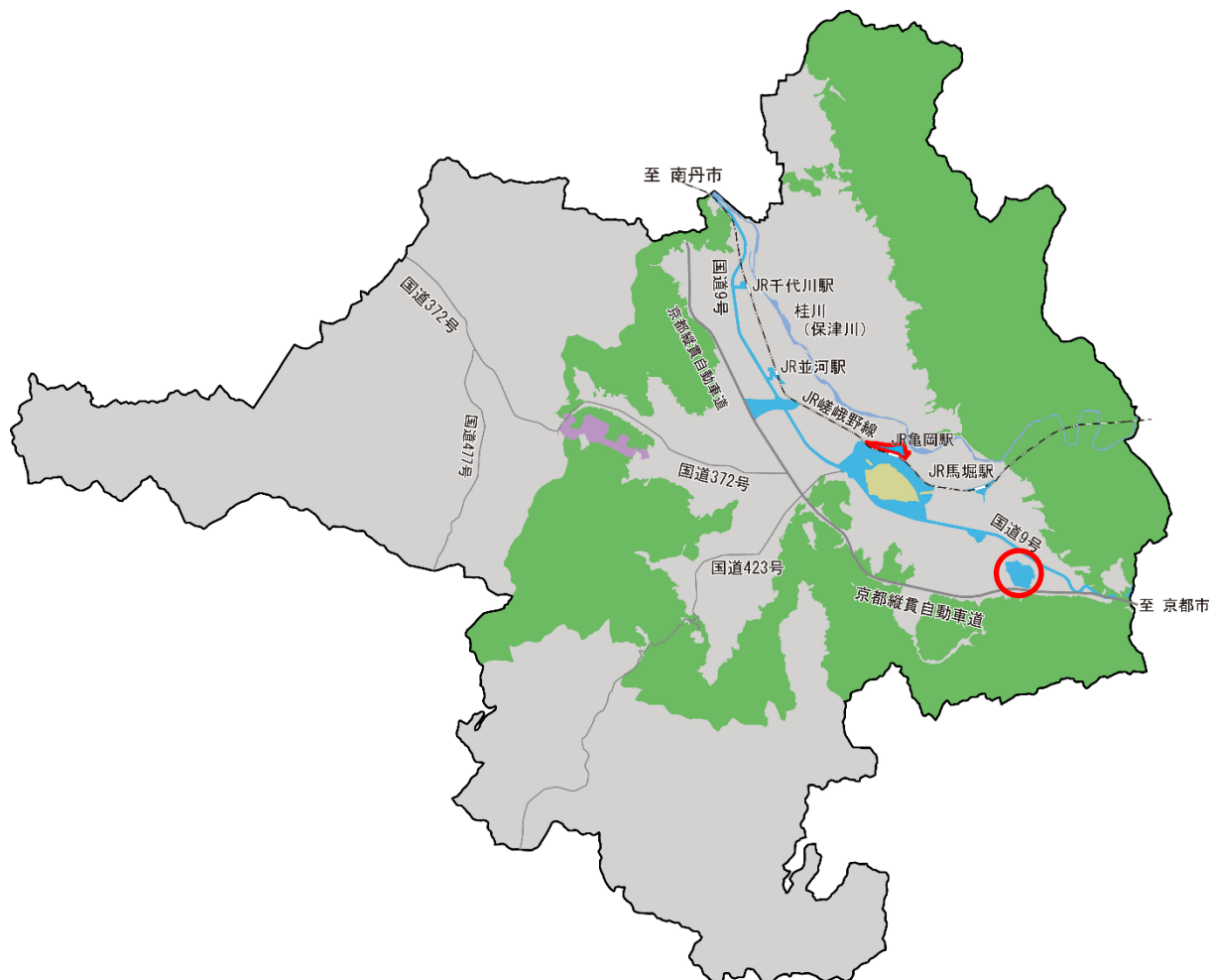
【亀岡市景観計画区域の構成】

都市景観形成地区の変更
(土地区画整理事業地区に「篠町篠企業団地地区」を追加)

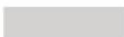
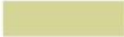


【亀岡市景観計画区域図】

区域図内を赤○部分に修正
（「篠町篠企業団地地区」を追加）



凡例

	景観計画区域（市域全域）		自然景観形成地区
	都市景観形成地区		一般地区
	湯の花温泉景観形成地区		一般地区（城下町地区）
			都市景観形成地区（亀岡駅北地区）

第3章

良好な景観形成のための方針

「現状と課題」内、赤字部分に修正

I. 景観形成地区

(1) 都市景観形成地区における景観形成の方針

① J R 駅前地区

ア. J R 亀岡駅前及びクニッテルフェルド通り沿道

現状と課題

J R 亀岡駅は、市民や観光客など、多くの人
が利用する亀岡市の玄関口となっています。平
成 20 年には、「躍動・個性・共生」をデザイ
ンコンセプトとした新たな橋上駅舎が整備さ
れ、自由通路「のどかめロード」からは、南に
亀山城址と南郷池などが見渡せ、北に牛松山を
はじめとする美しいやまなみや保津川などの自
然的景観を望むことができます。

また、J R 亀岡駅から亀山城址にかけての駅
前周辺には、大型商業施設のほか小型店舗が立
ち並ぶなど、まちの中心的な商業地としての景
観が形成されています。更に、J R 亀岡駅と国
道 9 号を結ぶ幹線道路の沿道には、市役所のほ
か業務ビルやマンションなどの中高層建築物が
立地するなど、都市的な景観が形成されていま
す。

亀岡市の中心都市核である J R 亀岡駅を中心
とした商業施設などの立地するエリアについて
は、にぎわい交流拠点の顔としての景観形成を
進める必要があります。

また、亀岡駅北地区については、新たな亀岡
の顔として土地区画整理事業が進められるとと
もに、当該事業地の一面には**京都府立京都スタ
ジアムが建設されるなど**、新しい市街地の形成
に向けた取り組みが進められています。こうした
動きを踏まえ、周辺の自然景観と調和させた
良好な都市景観形成を図ることが必要となっ
ています。



亀岡駅前[南郷公園方面]



クニッテルフェルド通り沿道

景観形成の方針

中心都市核にふさわしい、にぎわいとうるおいが両立した景観形成を図ります。

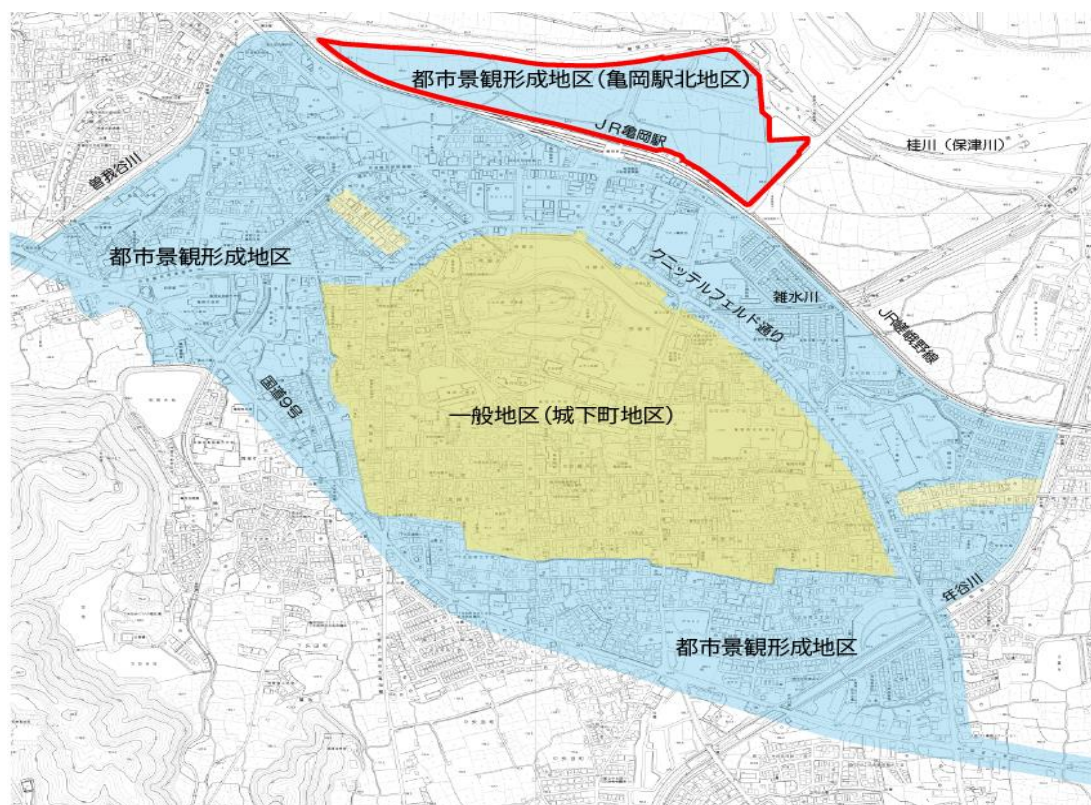
〔施策の方向性〕

- 亀岡駅から一望できる亀山城址の緑や南郷池の水辺景観へ続くシンボルゾーンとしてのまちなみ景観の形成を目指します。
- 商業集積地としての活性化につながる『活力とにぎわいのある景観の形成』を目指します。
- 亀岡駅北地区については、牛松山の眺望などの自然景観、亀岡盆地特有の田園景観と調和したまちなみ形成を目指します。

〔具体的方策〕

- 建築物や工作物、屋外広告物に対して中心都市的景観にふさわしい規制誘導を行います。
- 街路景観の保全を強化します。
- 一級河川雑水川周辺の水辺景観の創出と親水化による都市景観の形成を図ります。
- 亀岡駅北地区については、住宅・商業系施設等が背景のやまなみや田園景観と調和するよう誘導します。

○ J R 亀岡駅前及びクニッテルフェルド通り沿道



イ. JR馬堀駅前地区

現状と課題

JR馬堀駅周辺は、東部都市核として土地区画整理事業による基盤整備が行われ、駅前地区にふさわしい商業地と、隣接する既存住宅地と調和のとれた住宅地の形成を図るための地区計画が定められています。京都市に最も近いという利便性から戸建住宅のほか高層マンションなどの立地が進み、住宅市街地が形成されつつあります。また、近くには平成16年に開院した亀岡市立病院があります。

一方、JR馬堀駅の北側には農地が広がるとともに保津川が流れるなど、自然景観が広がっています。また、近くにはトロッコ列車の亀岡駅があり、多くの観光客が訪れる場所となっています。

そのため、亀岡市の東の玄関口として観光的な面にも配慮しながら、周辺の自然環境などにも調和した市街地の景観形成を進めていく必要があります。



JR馬堀駅前



亀岡市立病院



トロッコ亀岡駅

景観形成の方針

観光客へのおもてなしと、住み続けたいと思える環境が両立した景観形成を図ります。

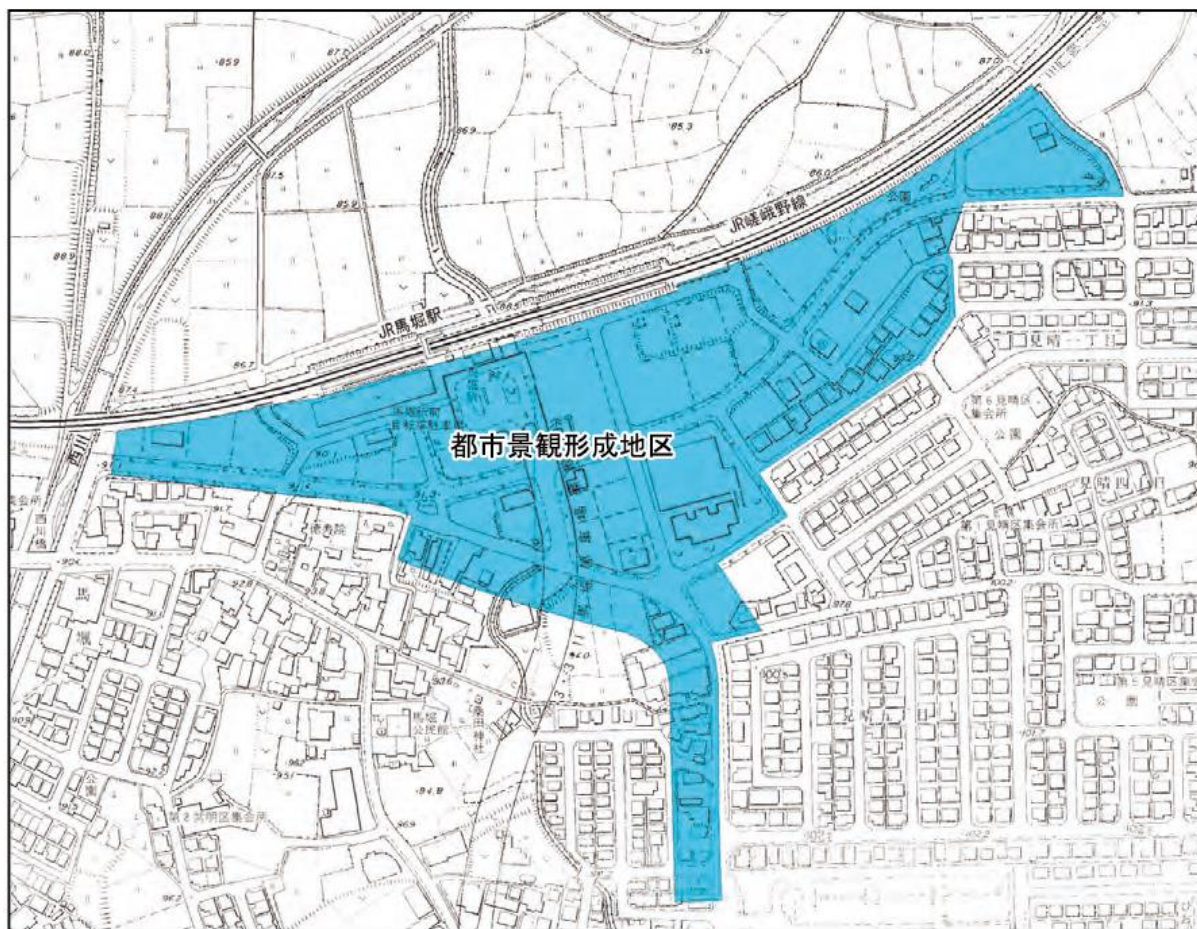
〔施策の方向性〕

- 観光客との交流やふれあいを育むにふさわしい、都市機能と自然が調和した落ち着いたまちなみ形成を目指します。
- 駅前立地を活かした中高層住宅や商業施設の立地を進めるとともに、住み続けたいと思えるゆとりと緑が十分確保された都市景観の形成を目指します。

〔具体的方策〕

- 建築物や工作物、屋外広告物に対して東部都市核にふさわしい規制誘導を行います。
- 商業施設や中高層建築については、自然景観と調和する形態や色彩の誘導及び緑化の推進を図ります。
- 街路並びに都市公園の良好な景観保全を強化するとともに、景観に配慮した街路整備を進めます。

○ J R 馬堀駅前地区



ウ. J R並河駅前・J R千代川駅前地区

現状と課題

J R並河駅周辺は、旧山陰街道沿いの既存集落を中心に住宅地が広がり、駅前には中高層マンションの立地も見られますが、市内最大の産業集積地である大井工業団地を抱える地区として、通勤者を暖かく迎え入れる顔づくりが求められています。

J R千代川駅周辺においては、中高層マンションの立地や街路整備により新たなまちなみを形成してきていますが、公共空間が十分確保され落ち着いた駅前地区としての景観形成が求められています。

今後、亀岡市の北部都市核として良好な駅前地区にしていくためには、戸建住宅やマンションと商店街の調和を図り、ゆとりを感じられる緑豊かな市街地景観の形成を進めていく必要があります。



J R並河駅前



J R千代川駅前

景観形成の方針

各駅前の住宅や商業施設の立地にあわせ、歩行者空間や緑が確保されたまちなみ景観の形成を図ります。

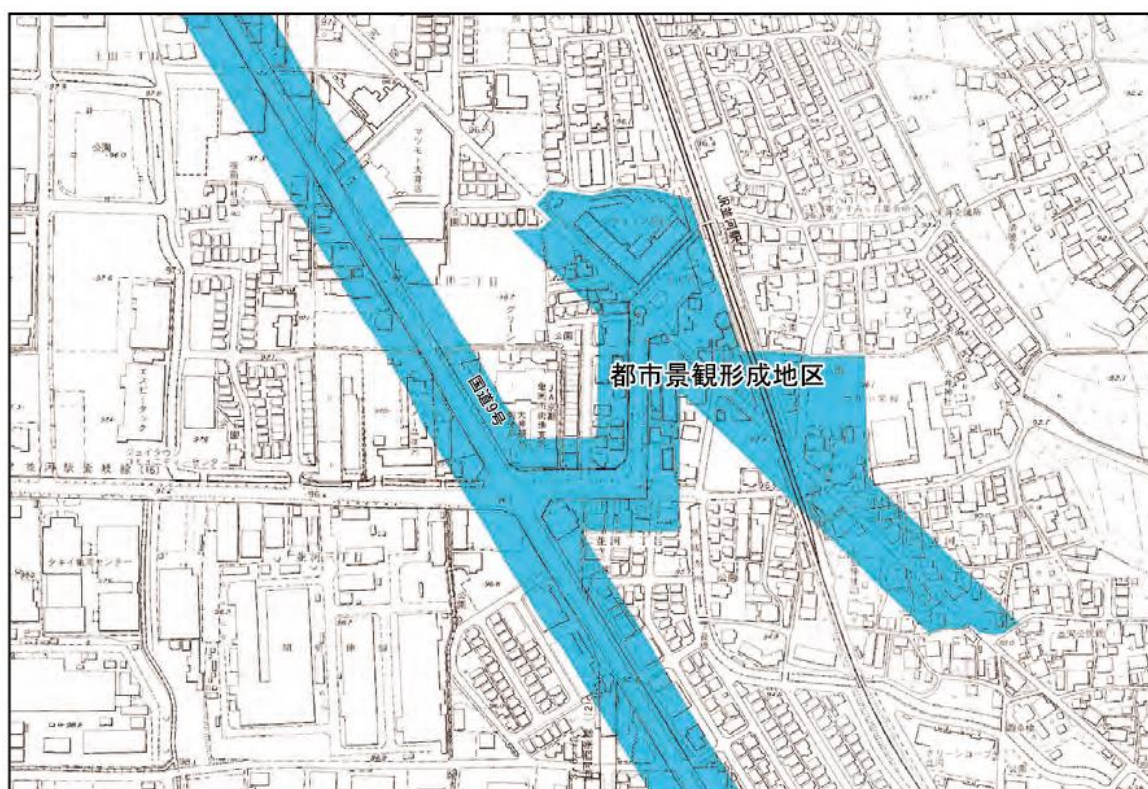
〔施策の方向性〕

- 地域の身近な商業施設として、周辺の住宅環境と調和したにぎわいのある景観形成を目指します。
- 緑豊かな落ち着いた周辺の地域と調和するまちなみ景観の形成を目指します。

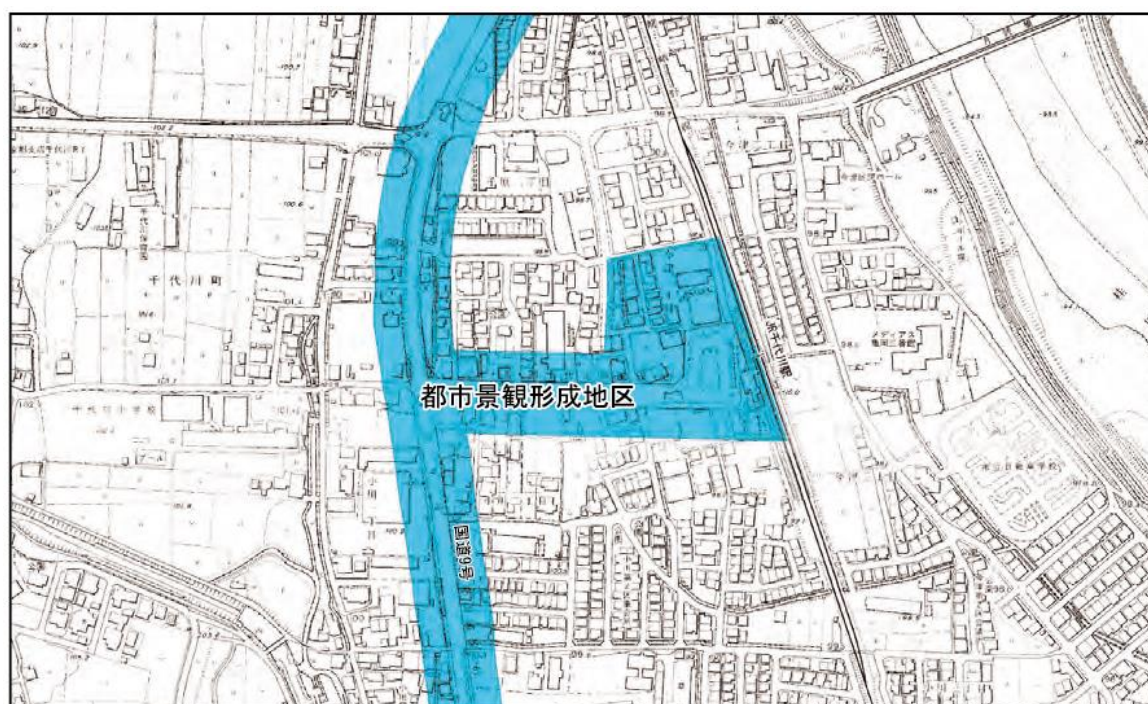
〔具体的方策〕

- 建築物や工作物、屋外広告物に対して、北部都市核にふさわしい規制誘導を行います。

○ J R 並河駅前地区



○ J R 千代川駅前地区



② 幹線道路地区

国道9号沿道地区

現状と課題

京都市と山陰地方を連絡する広域幹線である国道9号沿道には、多くの農地が残されているほか、周囲の山々の緑などを望むことができます。しかし、農地転用によるロードサイド型の比較的規模の大きな商業施設等の立地により、沿道景観が変容してきています。

大型の商業施設やロードサイド型の商業店舗のなかには、派手な色彩の建物や看板などを設置しているところもあります。また、店舗以外の農地等においても派手な色彩の看板などが設置されるなど、一部には風景に調和しない景観もみられます。



野条交差点付近



千原交差点付近



ガレリアかめおか

景観形成の方針

ゆったりとした街路空間と亀岡らしい自然とやまなみが調和した沿道景観の形成を図ります。

〔施策の方向性〕

- 広域幹線道路として市民をはじめ多くの人々が通行することから、地方都市にふさわしいまとまりのある沿道景観の形成を図ります。

〔具体的方策〕

- 国道沿道が屋外広告物で覆われることのないよう、規模や色彩に関する規制誘導を行います。
- 沿道的美装化や緑化並びに周辺地域と調和したデザインによる建築物等の誘導を行います。

○国道9号沿道地区



③ 土地区画整理事業地区

大井町南部地区

現状と課題

国道9号の沿道にある大井町南部地区は、土地区画整理事業により新たに市街化を進めています。この地区内は、住宅地のほか、商業地や工業地など、さまざまな土地利用が図られています。

国道沿道には比較的規模の大きな商業施設などの立地もみられますが、地区の周辺は広大な農地に隣接している地域でもあります。

今後も、新たなまちなみが形成されることから、周辺のやまなみなど自然景観に配慮し、統一感のある都市的景観形成を進めていく必要があります。



大井町南部地区

景観形成の方針

背景のやまなみや田園と調和し、緑豊かな景観の形成を図ります。

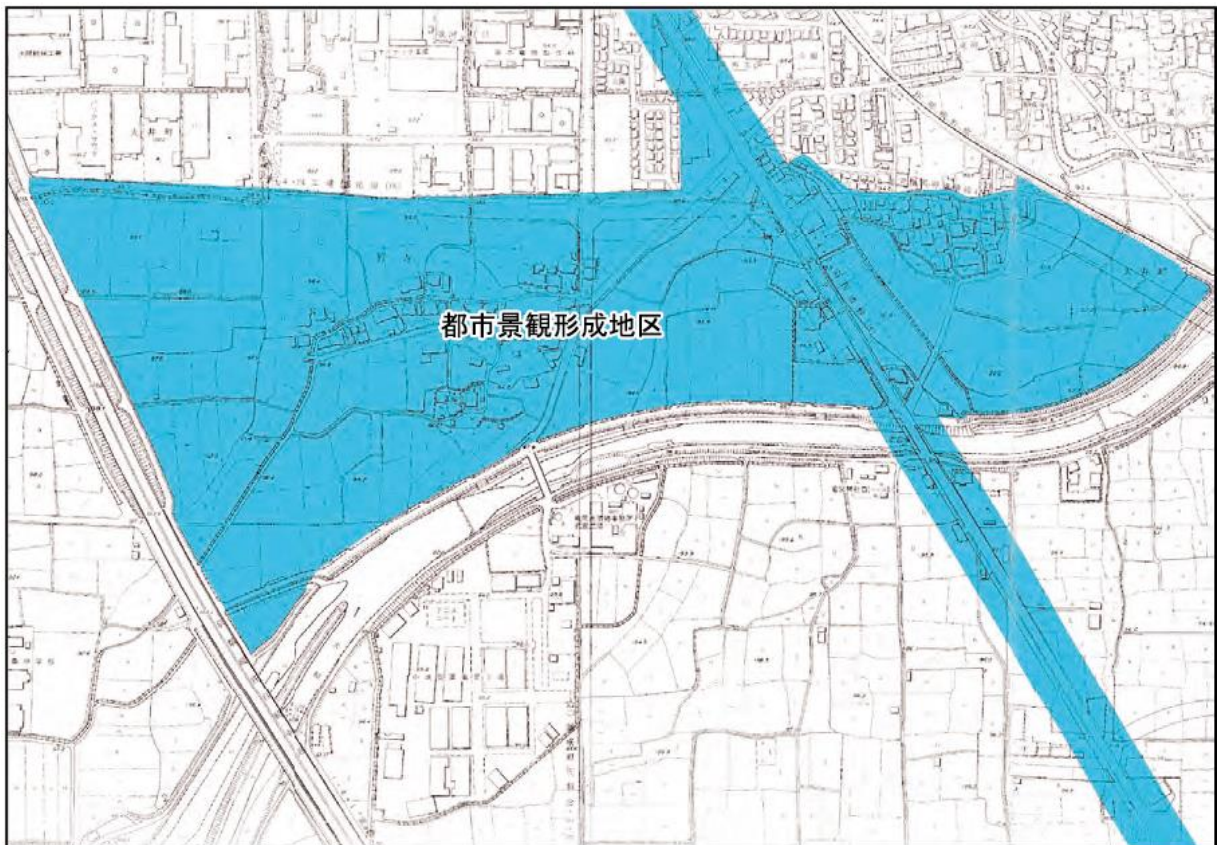
〔施策の方向性〕

- 大井町南部地区は、緑の基本計画の緑化モデル地区に指定されており、住宅地のほか、商業施設や工場の敷地内についても、事業者の協力を得ながら周辺環境と調和した緑豊かな景観の形成を目指します。

〔具体的方策〕

- 工業系地域においては、周辺の住宅地に圧迫感を与えないよう壁面の位置に配慮するよう誘導します。
- 工場などの大規模施設は、周辺の住宅地との間に緩衝緑地帯の確保に努めるよう誘導します。
- 住宅系地域においては、緑豊かな周辺環境に合わせたゆとりある住宅地が形成されるよう誘導します。
- 商業系地域においては派手な屋外広告物で覆われることのないよう、規模や色彩に関する規制誘導を行います。

○大井町南部地区



篠町篠企業団地地区

現状と課題

京都縦貫自動車道篠インターチェンジからほど近い篠町篠企業団地地区は、土地区画整理事業により広域道路網を活かした新たな企業立地を促進しています。

今後は企業誘致地区にふさわしい景観形成を図るとともに、隣接する住宅地等の住環境に配慮し、かつ周辺の豊かな自然環境と調和した都市景観形成を図る必要があります。



篠町篠企業団地地区

景観形成の方針

工業・流通業施設の立地にあわせ、周辺の住宅や背景のやまなみと調和したまちなみ景観の形成を図ります。

〔施策の方向性〕

- 恵まれた立地条件を活かして、地域の産業拠点となる都市的景観形成を目指します。
- 隣接する住宅地や、周辺の自然環境と調和した景観の形成を目指します。

〔具体的方策〕

- 工業系地域においては、周辺の住宅地に圧迫感を与えないよう壁面の位置や形態・意匠について配慮するよう誘導します。
- 本地区は傾斜地に立地しており、派手な屋根、外壁、または派手な屋外広告物が目立つことがないよう、色彩に関する規制誘導を行います。

○篠町篠企業団地地区



(2) 湯の花温泉景観形成地区における景観形成の方針

現状と課題

亀岡の三大観光拠点のひとつであり多くの観光客を誘客する湯の花温泉は、大都市近郊にありながら、「京の奥座敷」と表現されるように、山間部に温泉旅館が点在していることから、原風景にとけ込む温泉郷としての景観が形成されています。

今後は、観光客にとってやすらぎのひとつが過ごせるよう、道路などの公共施設も含めた一体的な景観形成を進めていく必要があります。



湯の花温泉

景観形成の方針

温泉郷の情緒を醸し出す、自然や緑と共生した景観の形成を図ります。

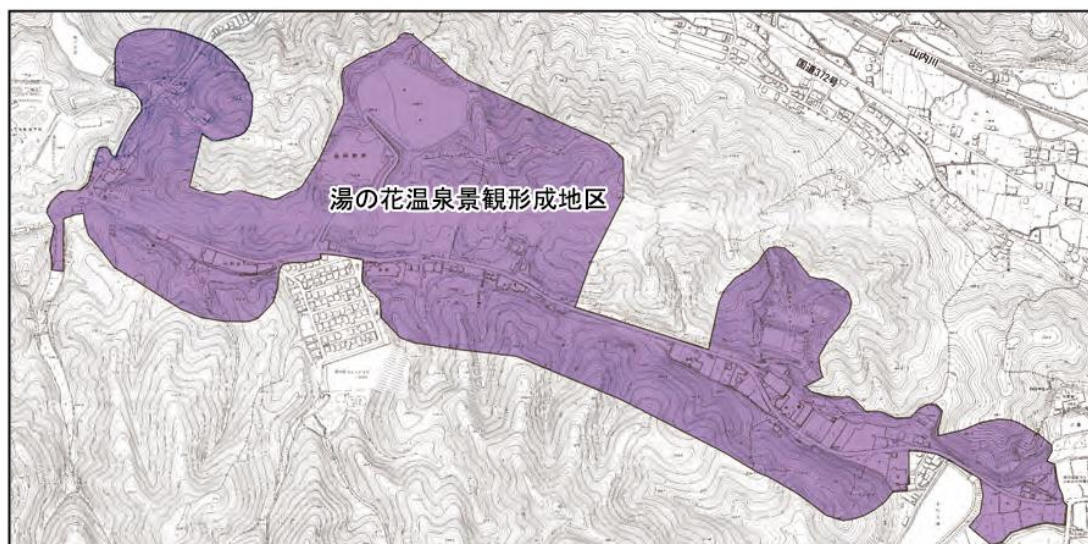
〔施策の方向性〕

- 湯の花温泉地域総合整備計画で示された「自然環境、歴史的文化資源を活かした花と緑に囲まれた自然と文化と温泉の香りあふれる温泉郷」のコンセプトに沿った魅力的な景観の形成を目指します。
- 観光地らしい活気と若者や家族連れなど幅広い世代に親しまれる景観誘導を図ります。

〔具体的方策〕

- 観光地にふさわしい街路整備や、親水性に配慮した水辺空間の整備を図ります。
- 落ち着いた温泉情緒あるたたずまいを形成するため、意匠や色彩についての規制誘導を行います。

○湯の花温泉景観形成地区



(3) 自然景観形成地区における景観形成の方針

現状と課題

市街地や田園景観の広がる盆地の周囲を取り巻くやまなみは、自然豊かな亀岡のまちの背景ともなり重要な景観要素となっています。

特に、ＪＲ嵯峨野線（ＪＲ山陰本線）の車窓からは、全国でも有数の渓谷美を誇る保津峡を抜けると一気に視界が開け、保津川と農地、やまなみからなる自然のパノラマ景観を望むことができ、亀岡市の特徴的な景観を形成しています。



市役所から保津町方面

景観形成の方針

- 市街地や農村集落の背景となる緑豊かな自然景観の保全を図ります。
- 亀岡を特徴づける景観資源である保津峡の自然景観の保全を図ります。

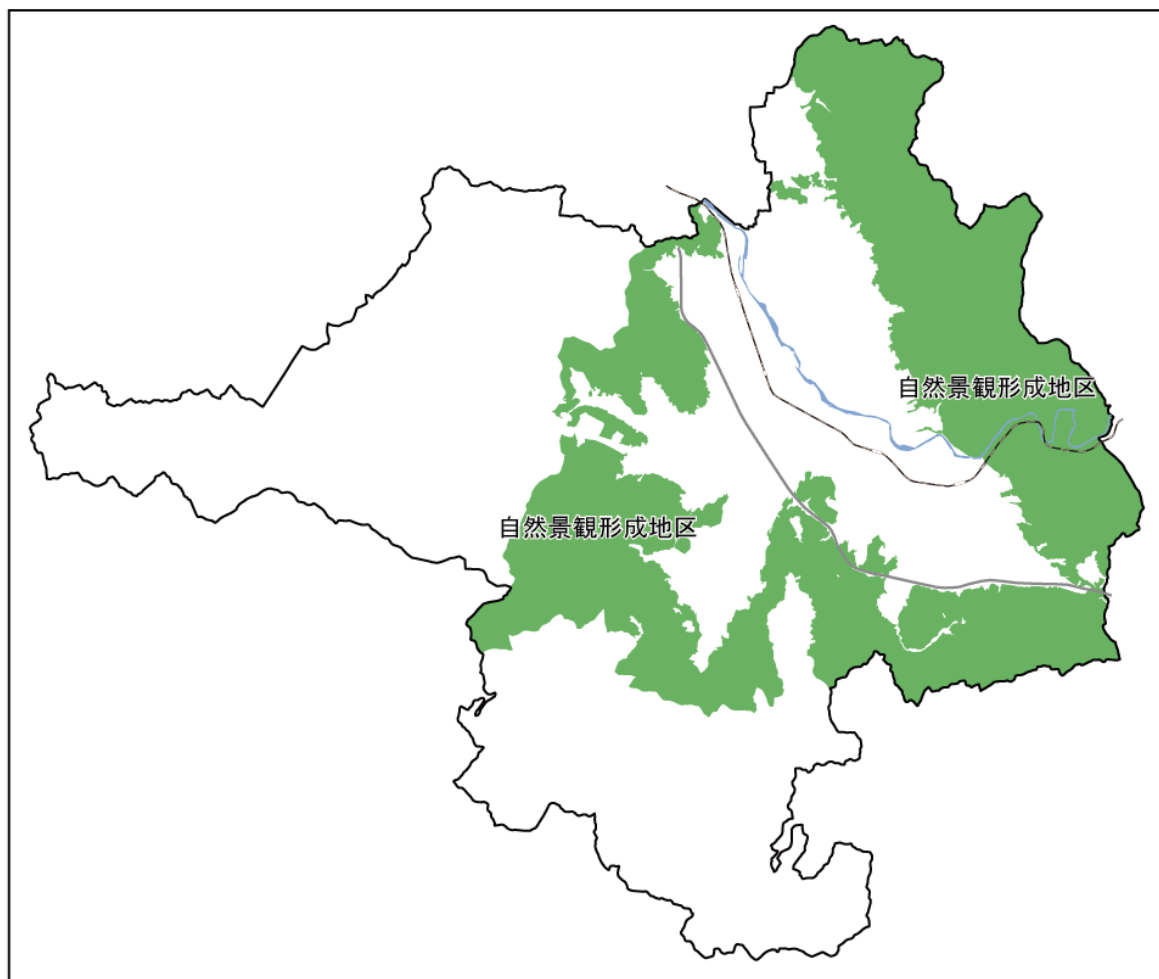
〔施策の方向性〕

- 背景となるやまなみの適正な維持管理を促進する施策を進めます。
- 山すそに点在する農村集落や農地などの景観を保全する施策を進めます。

〔具体的方策〕

- 環境整備の際には、斜面緑化や自然石を利用した擁壁など自然風景と調和した素材の使用を積極的に採用することとします。
- 比較的大規模な建築物や工作物の届出を求めるとともに、やまなみに調和するよう規制誘導を行います。

○自然景観形成地区



2. 一般地区

一般地区における景観形成の方針

景観計画区域のうち、景観形成地区を除く景観計画区域の方針については、周囲の山々や広大な農地など、自然を基調とした景観の形成を進めることとし、大規模な建築物や工作物に対する景観の規制誘導を行います。

なお、景観形成地区を除く景観計画区域については、次のとおり市街地類型別に方針を定めます。

①城下町地区

現状と課題

市亀山城址の南側に広がる地域には、亀山城下のまちなみをしのばせる伝統的様式の建物が80軒ほど残されており、亀岡市の代表的な歴史景観を形づくっています。

10月に行われる亀岡祭は、和銅2年（709年）に創建された鍬山神社の祭礼で戦国時代に一度途絶えましたが、延宝8年（1680年）に町衆により再興され今に引き継がれています。とりわけ町家が建ち並び中を11基の山鉾が巡行する様子は、亀岡市が誇れる貴重な景観となっています。

これまで、鉾町を中心に街路の美装化が行われ、城下町に配慮した取り組みが行われているほか、地域から城下町の景観を守ろうとする活動も行われていますが、年々、生活様式の変化から町家が現代的な建物に建て替えられるなど、城下町としての風情が薄れつつあります。



町家を活かした事務所

景観形成の方針

- ・ 城下町を印象づける建造物や樹木の保全を図るとともに、居住者にとっても快適な環境の創造を進めます。
- ・ 街の活性化につながる景観の形成を目指します。
- ・ 地域住民が合意したエリアについては、「景観形成地区」の指定を行います。

②工業地区

現状と課題

大井工業団地には、比較的大規模な工場が立地しています。地区内の区画道路には街路樹が整備されているほか、敷地内の緑化に努めている工場もみられます。

比較的大規模な建物が立地する工業地区においては、周辺のやまなみと自然環境に配慮した景観形成を進めていくことも必要です。



大井工業団地

景観形成の方針

工場等の建築物の色彩及び外周の塀や敷地内緑化への配慮を促し、周辺環境と調和した工業地区の景観形成を図ります。

③住宅地区

現状と課題

南つつじヶ丘などをはじめとする計画的に整備された住宅団地では、地区計画や建築協定により、緑豊かな低層住宅地が形成されています。

また、旧集落や住宅団地の形成時期の違いにより、規模・意匠・色彩などさまざまな建物が混在しています。今後とも、良質な住宅地として維持していくためには、住民による主体的な取り組みを拡大していく必要があります。

なお、山間部などに、高度経済成長期を中心として小規模な宅地開発が進められた新興住宅地がみられます。一部には無秩序な開発によって、周囲の自然景観と調和しない景観が形成されています。



南つつじヶ丘の住宅街

景観形成の方針

- ・ 地域の特性に応じた景観形成のルールづくりを促進し、地域の一体感のあるまちなみ形成を図るとともに、沿道などが花と緑で覆われるまちづくりを推進します。
- ・ 開発による自然環境への影響を極力小さくするよう努めるとともに、のり面緑化などを通じて自然環境と調和した住宅地にふさわしい景観形成を図ります。

④田園・集落地区

現状と課題

亀岡市は、京野菜の産地としても知られ、農業の盛んな地域です。

市域の約3割が農地で占められており、市内の平野部には広大な農地が広がり、まちの景観の重要な要素となっています。

農地の広がる平野部や山ろく部などに、古くからの集落が点在しています。

このような集落は、農地や背景のやまなみと相まって、日本の原風景ともいえる田園景観を形成していますが、住宅の建て替えなどに伴い、伝統的な農家住宅が現代的な住宅へと建て替わっているところもみられます。

また、田園・集落地区の中を通る旧山陰街道や旧篠山街道沿いの地域には、今も歴史的なまちなみや町家が城下町と同様に残されています。

この田園集落の中には、規模の大きな農家住宅や土塀、石垣のある住宅、背バラといった水路を宅地内に引き込んだ特色ある住宅がみられます。これらの特色はそれぞれの風土のもとで育まれ、人々の日常の営みの中で形成されてきた文化的資産として、保津川の水運のための水寄せや綱道といった史跡とあわせ、保津川流域の文化的な側面を含めた景観として保全を検討していく必要があります。



河原林町の田園風景



千代川町のまちなみ



馬路町のまちなみ

景観形成の方針

- ・ 亀岡を特徴づける景観要素の一つである田園風景を大切にしたい景観誘導を図ります。特に、市域の中心部を流れる保津川を含めた流域の田園・集落景観を大切にしたい景観誘導を図ります。
- ・ 世代やライフスタイルが変化していく中でも、自然素材や伝統的技術による建物づくりを尊重し、各地区が持つ景観資源や生活環境の保全を図ります。

区域図内を赤○部分に修正
(篠町篠企業団地地区を一般地区から削除)

⑤山脈（やまなみ）地区（平野部の市街地の背景となる範囲を除く）

現状と課題

亀岡市の周囲は標高500～800mの山々で取り囲まれており、市域の約7割が山林で占められています。

市の周囲を取り巻く山脈は、豊かな自然環境を有する亀岡市の特徴的な景観を形づくっており、今後とも、その景観を守り育んでいくことが必要です。



景観形成の方針

亀岡の特徴的な景観である山脈（やまなみ）を守り育むため、自然景観に影響を与える行為に対する景観誘導を図ります。

○一般地区



第4章

良好な景観形成のための行為の制限

良好な景観形成のための方針を踏まえ、景観計画区域内の各地区において特に景観に影響を及ぼすと考えられる規模の建築行為等を対象として、その行為の制限を定めます。

1. 景観計画区域における行為の制限(一般地区)

【届出を要する行為】(景観法第16条第1項関係)

項 目		届出対象規模	届出対象行為
対 象 建 築 物	高 さ	13m超	・建築物の新築、増築、改築又は移転^{※1} ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更^{※2}（変更部分の見付け面積^{※3}の2分の1を超えるもの）
	建 築 面 積	1,000 m ² 超	
対 象 工 作 物	擁 壁	高さ及び長さ	・工作物の新設、増築、改築又は移転^{※4} ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更^{※2}（変更部分の見付け面積^{※3}の2分の1を超えるもの）
		高 さ	
	上 記 以 外 の 工 作 物	築 造 面 積	

※1. 当該建築物の増築部分の同一敷地内における床面積の合計が10 m²以下のものを除く。
(増築後の建築面積が1,000 m²を超えても、増築部分の床面積が10 m²以下のものは対象外とする。)

※2. 変更部分の面積が10 m²以下のものを除く。

※3. 建築物又は工作物の一つの立面を水平に投影した面積。

※4. ・旗ざお及び架空電線路用並びに電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第十七号に規定する電気事業者の保安通信設備用のものを除く。
・鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関するものを除く。

【景観形成基準】

建築物に関する景観形成基準									
屋 根	・山脈（やまなみ）と調和するスカイラインを形成するよう配屋根（こう配屋根の形状を示したパラペット等を含む）を採用するなど工夫する。 ・屋根の色彩は、周囲の景観との調和を図る。 ・ソーラーパネルを使用する場合は、屋根の色彩と調和したものとする。								
外 壁	・高層部や大きな壁面による圧迫感の軽減を図り、背景のやまなみに配慮する。 ・建築物の基調となる外壁の色彩は、次のマンセル表色系で示された範囲とする。 ただし、建築物の外壁において、着色していない木材（焼き杉板等を含む）、しっくい壁等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は外壁の見付け面積の10分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない。 <table border="1"> <tr> <th>使用する色相</th><th>彩度</th></tr> <tr> <td>7.5R～10Y</td><td>6 以下</td></tr> <tr> <td>上記以外の色相</td><td>2 以下</td></tr> <tr> <td colspan="2">無彩色は、N1～N9.5</td></tr> </table>	使用する色相	彩度	7.5R～10Y	6 以下	上記以外の色相	2 以下	無彩色は、N1～N9.5	
使用する色相	彩度								
7.5R～10Y	6 以下								
上記以外の色相	2 以下								
無彩色は、N1～N9.5									
形 態 ・ 意 匠	・周辺環境と調和した形態意匠とする。								
緑 化 ・ 植 栽	・敷地内の緑化に努める。								
設 備 機 器 ・ 屋 外 階 段 等	・空調室外機、室外に設ける設備、屋外階段、バルコニー等の位置は、周辺の道路から目立たない位置に設ける。 ・ただし、やむを得ず道路から見える位置に設置する場合には、空調室外機、室外に設ける設備は、周辺のまちなみ景観と調和を図る。								
門 ・ 塀 ・ 柵	・自然景観やまちなみ景観に配慮する。								
平 面 駐 車 場	・外周部の緑化又は塀の設置などによって、まちなみ景観に配慮する。								
平 面 駐 輪 場	・道路から見える部分は、生け垣で囲うなど周辺の景観に配慮する。								

工作物に関する景観形成基準									
各種プラント類 貯 蔵 施 設	・市街地や集落から目立たない場所に設置するよう工夫する。 ・施設周辺部の美化及び緑化に努める。								
立 体 駐 車 場 立 体 駐 輪 場	・全体の形状を整え違和感のないデザインとし、周囲の景観と調和を図る。								
全 工 作 物 共 通	・周囲の景観に配慮した配置、素材、色彩、意匠等とする。 ・外観又は外壁の基調となる色彩は、次のマンセル表色系で示された範囲とする。 ただし、工作物の外壁において、着色していない木材（焼き杉板等を含む）、しっくい壁等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は外壁の見付け面積の10分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない。 <table border="1"> <tr> <th>使用する色相</th><th>彩度</th></tr> <tr> <td>7.5R～10Y</td><td>6 以下</td></tr> <tr> <td>上記以外の色相</td><td>2 以下</td></tr> <tr> <td colspan="2">無彩色は、N1～N9.5</td></tr> </table>	使用する色相	彩度	7.5R～10Y	6 以下	上記以外の色相	2 以下	無彩色は、N1～N9.5	
使用する色相	彩度								
7.5R～10Y	6 以下								
上記以外の色相	2 以下								
無彩色は、N1～N9.5									

2. 都市景観形成地区における行為の制限

【届出を要する行為】（景観法第 16 条第 1 項関係）

項 目			届出対象規模	届出対象行為
対 象 建 築 物		高 さ	13m超	・建築物の新築、増築、改築又は移転^{※1} ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更^{※2}（変更部分の見付け面積^{※3}の 2 分の 1 を超えるもの）
		建 築 面 積	100 m ² 超	
対 象 工 作 物	擁 壁	高さ及び長さ	高さ 3m 超かつ 長さ 30m超	・工作物の新設、増築、改築又は移転^{※4} ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更^{※2}（変更部分の見付け面積^{※3}の 2 分の 1 を超えるもの）
	上記以外の 工 作 物	高 さ	10m超	
		築 造 面 積	200 m ² 超	

※ 1. 当該建築物の増築部分の同一敷地内における床面積の合計が 10 m²以下のものを除く。
（増築後の建築面積が 100 m²を超えても、増築部分の床面積が 10 m²以下のものは対象外とする。）

※ 2. 変更部分の面積が 10 m²以下のものを除く。

※ 3. 建築物又は工作物の一つの立面を水平に投影した面積。

※ 4. ・旗ざお及び架空電線路用並びに電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第十七号に規定する電気事業者の保安通信設備用のものを除く。
・鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関するものを除く。

【景観形成基準】

※亀岡駅北地区については、一般地区における【景観形成基準】を適用する。

建築物に関する景観形成基準									
屋 根	• 屋根の色彩は、周囲の景観との調和を図る。 • ソーラーパネルを使用する場合は、屋根の色彩と調和したものとする。								
外 壁	• 建築物の基調となる外壁の色彩は、次のマンセル表色系で示された範囲とする。 ただし、建築物の外壁において、着色していない木材（焼き杉板等を含む）、しっくい壁等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は外壁の見付け面積の10分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない。 <table border="1"> <tr> <th>使用する色相</th><th>彩度</th></tr> <tr> <td>7.5R～10Y</td><td>6 以下</td></tr> <tr> <td>上記以外の色相</td><td>2 以下</td></tr> <tr> <td colspan="2">無彩色は、N1～N9.5</td></tr> </table>	使用する色相	彩度	7.5R～10Y	6 以下	上記以外の色相	2 以下	無彩色は、N1～N9.5	
使用する色相	彩度								
7.5R～10Y	6 以下								
上記以外の色相	2 以下								
無彩色は、N1～N9.5									
形 態 ・ 意 匠	• 低層部の連続を確保するなど、周辺景観との調和に配慮する。								
門 ・ 塀 ・ 柵	• 周辺のまちなみ景観に配慮する。								
平 面 駐 車 場	• 生け垣又は塀などの設置によってまちなみ景観に配慮する。								
平 面 駐 輪 場	• 道路から見える部分は、生け垣等で囲うなどまちなみ景観に配慮する。								

工作物に関する景観形成基準									
各種プラント類 貯 蔵 施 設	• 市街地や集落から目立たない場所に設置するよう工夫する。								
立 体 駐 車 場 立 体 駐 輪 場	• 全体の形状を整え違和感のないデザインとし、周辺景観と調和を図る。								
全 工 作 物 共 通	• 周囲の景観に配慮した配置、素材、色彩、意匠等とする。 • 外観又は外壁の基調となる色彩は、次のマンセル表色系で示された範囲とする。 ただし、建築物の外壁において、着色していない木材（焼き杉板等を含む）、しっくい壁等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は外壁の見付け面積の10分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない。 <table border="1"> <tr> <th>使用する色相</th><th>彩度</th></tr> <tr> <td>7.5R～10Y</td><td>6 以下</td></tr> <tr> <td>上記以外の色相</td><td>2 以下</td></tr> <tr> <td colspan="2">無彩色は、N1～N9.5</td></tr> </table>	使用する色相	彩度	7.5R～10Y	6 以下	上記以外の色相	2 以下	無彩色は、N1～N9.5	
使用する色相	彩度								
7.5R～10Y	6 以下								
上記以外の色相	2 以下								
無彩色は、N1～N9.5									

3. 湯の花温泉景観形成地区における行為の制限

【届出を要する行為】（景観法第16条第1項関係）

項 目		届出対象規模	届出対象行為
対 象 建 築 物	高 さ	13m超	・建築物の新築、増築、改築又は移転^{※1} ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更^{※2}（変更部分の見付け面積^{※3}の2分の1を超えるもの）
	建 築 面 積	200 m ² 超	
対 象 工 作 物	擁 壁	高さ及び長さ 高さ3m超かつ 長さ30m超	・工作物の新設、増築、改築又は移転^{※4} ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更^{※2}（変更部分の見付け面積^{※3}の2分の1を超えるもの）
	上 記 以 外 の 工 作 物	高 さ	
		築 造 面 積	
		10m超	
		500 m ² 超	

※1.当該建築物の増築部分の同一敷地内における建築面積の合計が50m²以下のものを除く。
（増築後の建築面積が200m²を超えても、増築部分の建築面積が50m²以下のものは対象外とする。）

※2.変更部分の面積が10m²以下のものを除く。

※3.建築物又は工作物の一つの立面を水平に投影した面積。

※4.・旗ざお及び架空電線路用並びに電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第十七号に規定する電気事業者の保安通信設備用のものを除く。
・鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関するものを除く。

【景観形成基準】

建築物に関する景観形成基準									
屋 根	・周囲の自然環境と調和する温泉郷の景観に配慮したこう配屋根（こう配屋根の形状を示したパラペット等を含む）を採用するなど工夫する。 ・屋根の色彩は、周囲の景観との調和を図る。 ・ソーラーパネルを使用する場合は、屋根の色彩と調和したものとする。								
外 壁	・高層部や大きな壁面による圧迫感の軽減を図り、背景のやまなみへ配慮する。 ・建築物の基調となる外壁の色彩は、次のマンセル表色系で示された範囲とする。 ただし、建築物の外壁において、着色していない木材（焼き杉板等を含む）、しっくい壁等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は外壁の見付け面積の10分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th><th>彩度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7.5R~10Y</td><td>6 以下</td></tr> <tr> <td>上記以外の色相</td><td>2 以下</td></tr> <tr> <td colspan="2">無彩色は、N1~N9.5</td></tr> </tbody> </table>	使用する色相	彩度	7.5R~10Y	6 以下	上記以外の色相	2 以下	無彩色は、N1~N9.5	
使用する色相	彩度								
7.5R~10Y	6 以下								
上記以外の色相	2 以下								
無彩色は、N1~N9.5									
形 態 ・ 意 匠	・周囲の自然環境と調和した温泉郷を意識した形態意匠とする。								
緑 化 ・ 植 栽	・季節感のある敷地内の緑化に努める。								
設 備 機 器 ・ 屋 外 階 段 等	・空調室外機、室外に設ける設備、屋外階段、バルコニー等の位置は、周辺の道路から目立たない位置に設ける。 ・ただし、やむを得ず道路から見える位置に設置する場合には、空調室外機、室外に設ける設備は、周辺のまちなみ景観と調和を図る。								
門 ・ 塀 ・ 柵	・周囲の自然環境と調和した温泉郷の景観に配慮する。								
平 面 駐 車 場	・生け垣又は塀などの設置によって周囲の自然環境と調和した温泉郷の景観に配慮する。								
平 面 駐 輪 場	・道路から見える部分は、生け垣等で囲うなどまちなみ景観に配慮する。								

工作物に関する景観形成基準									
各種プラント類 貯 蔵 施 設	・地域内の道路から目立たない場所に設置する。又は、施設周辺部の緑化や板塀等で囲うなど道路側から望見できないよう工夫する。								
立 体 駐 車 場 立 体 駐 輪 場	・全体の形状を整え違和感のないデザインとし、周辺景観と調和を図る。								
全 工 作 物 共 通	・周囲の景観に配慮した配置、素材、色彩、意匠等とする。 ・外観又は外壁の基調となる色彩は、次のマンセル表色系で示された範囲とする。 ただし、建築物の外壁において、着色していない木材（焼き杉板等を含む）、しっくい壁等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は外壁の見付け面積の10分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th><th>彩度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7.5R~10Y</td><td>6 以下</td></tr> <tr> <td>上記以外の色相</td><td>2 以下</td></tr> <tr> <td colspan="2">無彩色は、N1~N9.5</td></tr> </tbody> </table>	使用する色相	彩度	7.5R~10Y	6 以下	上記以外の色相	2 以下	無彩色は、N1~N9.5	
使用する色相	彩度								
7.5R~10Y	6 以下								
上記以外の色相	2 以下								
無彩色は、N1~N9.5									

4. 自然景観形成地区における行為の制限

【届出を要する行為】（景観法第16条第1項関係）

項 目		届出対象規模	届出対象行為
対 象 建 築 物	高 さ	13m超	・建築物の新築、増築、改築又は移転^{※1} ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更^{※2}（変更部分の見付け面積^{※3}の2分の1を超えるもの）
	建 築 面 積	200 m ² 超	
対 象 工 作 物	擁 壁	高さ及び長さ 高さ3m超かつ 長さ30m超	・工作物の新設、増築、改築又は移転^{※4} ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更^{※2}（変更部分の見付け面積^{※3}の2分の1を超えるもの）
	上 記 以 外 の 工 作 物	高 さ	
		築 造 面 積	
		10m超	
		500 m ² 超	

※1.当該建築物の増築部分の同一敷地内における床面積の合計が10m²以下のものを除く。
（増築後の建築面積が200m²を超えても、増築部分の床面積が10m²以下のものは対象外とする。）

※2.変更部分の面積が10m²以下のものを除く。

※3.建築物又は工作物の一つの立面を水平に投影した面積。

※4.・旗ざお及び架空電線路用並びに電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第十七号に規定する電気事業者の保安通信設備用のものを除く。
・鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関するものを除く。

【景観形成基準】

建築物に関する景観形成基準									
屋 根	・ 山脈（やまなみ）と調和するスカイラインを形成するよう配屋根（こう配屋根の形状を示したパラペット等を含む）を採用するなど工夫する。 ・ 屋根の色彩は、周囲の景観との調和を図る。 ・ ソーラーパネルを使用する場合は、屋根の色彩と調和したものとする。								
外 壁	・ 高層部や大きな壁面による圧迫感の軽減を図り、背景のやまなみに配慮する。 ・ 建築物の基調となる外壁の色彩は、次のマンセル表色系で示された範囲とする。 ただし、建築物の外壁において、着色していない木材（焼き杉板等を含む）、しっくい壁等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は外壁の見付け面積の 10 分の 1 未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th><th>彩度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7.5R~10Y</td><td>6 以下</td></tr> <tr> <td>上記以外の色相</td><td>2 以下</td></tr> <tr> <td colspan="2">無彩色は、N1~N9.5</td></tr> </tbody> </table>	使用する色相	彩度	7.5R~10Y	6 以下	上記以外の色相	2 以下	無彩色は、N1~N9.5	
使用する色相	彩度								
7.5R~10Y	6 以下								
上記以外の色相	2 以下								
無彩色は、N1~N9.5									
形 態 ・ 意 匠	・ 周辺景観と調和した形態意匠とする。								
緑 化 ・ 植 栽	・ 敷地内の緑化に努める。								
設 備 機 器 ・ 屋 外 階 段 等	・ 空調室外機、室外に設ける設備、屋外階段、バルコニー等の位置は、周辺の道路から目立たない位置に設ける ・ ただし、やむを得ず道路から見える位置に設置する場合には、空調室外機、室外に設ける設備は、周辺のまちなみ景観と調和を図る。								
門 ・ 塀 ・ 柵	・ 自然景観やまちなみ景観に配慮する。								
平 面 駐 車 場	・ 外周部の緑化又は塀の設置などによって、自然景観やまちなみ景観に配慮する。								
平 面 駐 輪 場	・ 道路から見える部分は、生け垣で囲うなど周辺の景観に配慮する。								

工作物に関する景観形成基準									
各種プラント類 貯 蔵 施 設	・ 市街地や集落から目立たない場所に設置するよう工夫する。 ・ 施設周辺部の美化及び緑化に努める。								
立 体 駐 車 場 立 体 駐 輪 場	・ 全体の形状を整え、違和感のないデザインとし、周辺景観との調和を図る。								
全 工 作 物 共 通	・ 周囲の景観に配慮した配置、素材、色彩、意匠等となるよう工夫する。 ・ 外観又は外壁の基調となる色彩は、次のマンセル表色系で示された範囲とする。 ただし、工作物の外壁において、着色していない木材（焼き杉板等を含む）、しっくい壁等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は外壁の見付け面積の 10 分の 1 未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th><th>彩度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7.5R~10Y</td><td>6 以下</td></tr> <tr> <td>上記以外の色相</td><td>2 以下</td></tr> <tr> <td colspan="2">無彩色は、N1~N9.5</td></tr> </tbody> </table>	使用する色相	彩度	7.5R~10Y	6 以下	上記以外の色相	2 以下	無彩色は、N1~N9.5	
使用する色相	彩度								
7.5R~10Y	6 以下								
上記以外の色相	2 以下								
無彩色は、N1~N9.5									

1. 景観重要建造物の指定の方針

(1) 景観重要建造物指定の基本的な考え方

市民に親しまれており、地域の景観資源として認識され、本市の歴史的・文化的価値を後世に伝える、あるいは景観形成に向けた取り組みを進める上で重要な建造物を、「景観重要建造物」に指定します。

景観重要建造物の指定にあたっては、亀岡市景観審議会の意見を聴いて指定します。

なお、指定された景観重要建造物は、所有者などに管理義務が生じ、現状を変更する場合は、市長の許可が必要となります。

(2) 景観重要建造物指定の方針

道路などの公共の場所から誰もが容易に見ることができ、次に示す項目に該当する建造物を景観上重要な建造物として指定します。

- 亀岡の自然、歴史、文化、生活などからみて、その特性が表れた建造物
- 優れたデザインを有し、地域のシンボリックな存在で、良好な景観形成に寄与する建造物
- 地域の景観形成に向けた取り組みを進める上で重要な建造物
- 市民に親しまれ、愛され、誇りとなっている建造物

2. 景観重要樹木の指定の方針

(1) 景観重要樹木指定の基本的な考え方

市民に親しまれており、地域の景観資源として認識され、景観形成に向けた取り組みを進める上で重要な樹木を、「景観重要樹木」に指定します。

景観重要樹木の指定にあたっては、平成8年に選定された「亀岡の名木」の中から亀岡市景観審議会の意見を聴いて指定します。

なお、指定された景観重要樹木は、所有者などに管理義務が生じ、現状を変更する場合は、市長の許可が必要となります。

(2) 景観重要樹木指定の方針

道路などの公共の場所から誰もが容易に見ることができ、次に示す項目に該当する樹木を景観上重要な樹木として指定します。

- 亀岡の自然、歴史、文化などからみて、その価値が高い樹木
- 由緒や由来があり、市民に親しまれ、周辺の景観の重要なシンボルとなっている樹木
- 地域の美観や風致を維持する上で守り続けることが必要な樹木
- 地域の景観形成に向けた取り組みを進める上で重要な樹木

3. 景観重要公共施設の整備に関する事項

道路、河川、公園などの公共施設は、地域の景観形成に大きな役割を果たしています。そのため、景観計画区域内の道路法による道路、河川法による河川、都市公園法による都市公園等、良好な景観の形成に重要な公共施設を景観重要公共施設に位置付けることとします。

ついては、次の公共施設（別図に定める範囲）を景観重要公共施設とします。

なお、景観重要公共施設については、地域の状況変化に応じ随時見直すこととします。

(1) 景観重要公共施設

「湯の花温泉景観形成地区」を縦断する市道湯の花温泉線を、景観重要公共施設として位置付けます。

① 道 路

【亀岡市道：湯の花温泉線】

また、市道湯の花温泉線以外にも、景観形成方針を踏まえ、個別施設の施設管理者との協議を経て、今後、景観重要公共施設の指定について検討します。

② 河 川

景観形成方針を踏まえ、個別施設の施設管理者との協議を経て、今後、景観重要公共施設の指定について検討します。

③ 公 園

景観形成方針を踏まえ、個別施設の施設管理者との協議を経て、今後、景観重要公共施設の指定について検討します。

(2) 整備に関する方針

景観重要公共施設については、以下の景観形成方針を踏まえ、個別施設の施設管理者との協議を経て、その周辺の景観や土地利用などに応じた整備事項を定めます。

① 道 路

- ・沿道の景観特性に配慮したデザインなどにより、魅力的な景観を演出します。
- ・植栽の可能な幹線道路はなるべく緑化を図るとともに、沿道の緑化と合わせて、潤いのある景観を演出します。
- ・地域状況に応じ、歩行者の安全性と快適性に配慮します。
- ・道路の仕上げや交通安全施設、標識などのデザインや色彩は、沿道景観に配慮します。
- ・まちの貴重な自然資源として、景観の保全を図ります。

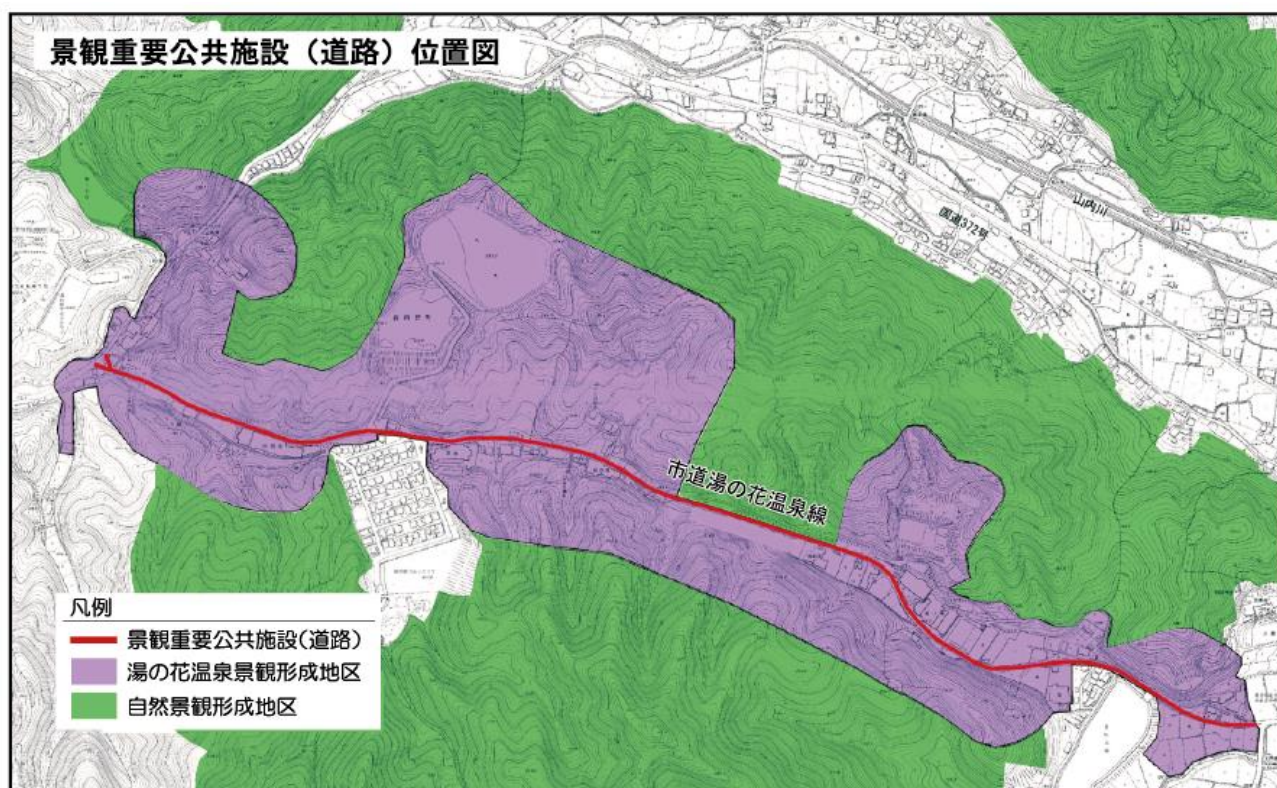
② 河 川

- ・橋梁や護岸などのデザインの統一など、水辺の軸としての景観形成を図ります。
- ・河川敷の緑化保全、歩行者空間や親水空間の確保などにより、市民が親しみをもてる景観整備に配慮します。

③ 公 園

- ・周辺の景観的特徴に配慮したデザインなどにより、魅力的な景観を演出します。
- ・市民の憩と潤いの場として、緑豊かな景観を演出します。

○景観重要公共施設



4. 屋外広告物に関する事項

屋外広告物は周囲の景観に与える影響が大きく、良好な景観を形成するためには地域の状況に調和したものとしていく必要があります。そのため、建築物や工作物に関する行為の制限と併せて、屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限を定めます。

(1) 対象となる屋外広告物

京都府屋外広告物条例に基づき表示等の許可を必要とするもの。

(2) 屋外広告物の景観形成基準（許可の基準）

亀岡市全域にわたり、京都府屋外広告物条例に基づく行為の制限を定めます。

特に、湯の花温泉景観形成地区については、地域特性に応じた行為の制限を定めます。

① 全地区共通（景観計画区域全域）

項 目	屋外広告物の景観形成基準（許可の基準）
路 上 広 告 塔	●高さが2m以下であること。
屋 上 広 告 塔	●永久構造物で、高さが当該広告塔を設置する建築物又は工作物の高さの3分の1以下で、上端の高さが地上から46m以下であること。
一 般 広 告 塔 (立 体 広 告 等)	●高さが木造の場合にあっては地上から10m以下、その他の場合にあっては地上から30m以下であること。 ●道路の交差点から20m以上離れた箇所に設置するものであること。
軒 下 広 告 物	●壁面直接設置の場合(直描を含む) 表示面積が設置壁面の面積の2分の1以下で、長さが設置壁面の同一方向の長さを超えないものであること。 ●壁面突出設置で壁面並行の場合 表示面積が設置壁面の3分の2以下でかつ20㎡以下で、長さが設置壁面の同一方向の長さを超えないものであること。 ●壁面突出設置で壁面直角の場合 表示面積が10㎡以下で設置壁面から垂直方向に1m以上突出しないものであること。 ●道路上に突出しないものであること
屋 上 広 告 物	●洋風屋根に設置する場合 縦が3m以下で、横の長さが屋根幅を超えないものであること。 ●和風屋根に設置する場合 縦が2m以下で、横の長さが屋根幅を超えないもので、当該広告物の上端が大棟の高さを超えないものであること。 ●永久構造物であること。 ●屋根面に直描しないものであること。

立 看 板	●縦は2m以下で、横は1m以下であること。 ●高さが30cmの脚を有するものであること。 ●掲出期間は、30日以内であること。 ●道路上に設置しないものであること。				
建 植 広 告 物 (平面広告板等)	●表示面積は30㎡以内であること。 ●上端高さは、地上から6m以下であること。 ●形状は、著しい変形でないこと。 ●上下2段以上の複合でないこと。				
へい垣広告物	●表示面積は、当該広告物を設置するへい垣面積の2分の1以下であること。 ●上端の高さは、へい垣の高さを超えないこと。 ●2個以上並べて設置するときは、その上端が同一の高さのものであること。 ●へい垣面に直描しないものであること。				
ア ー チ 広 告 物	●広告面の縦は、2m以下であること。 ●設置する場所は、繁華街その他これに準する地域内であること。				
気 球 広 告 物	●気球は球型で、直径3m以下であること。 ●綱の長さは、45m以下であること。 ●ネット面に広告物を設置するものであること。 ●補助網を用いるものであること。				
横 断 幕	●縦は1m以下であること。 ●設置する場所は、繁華街その他これに準する地域内であること。				
幕 広 告	●幅は1.5m以下で、長さは11m以下であること。 ●幕は布地を用いること。				
は り 紙	●表示面積は1㎡以内であること。 ●一辺の長さは、1m以下であること。 ●掲出期間は、30日以内であること。 ●形状は、著しい変形でないこと。				
意 匠	●派手な色彩の使用を避け、シンプルな形状と少ない種類の色彩とする。				
色 彩	●表示部の下地の基調となる色彩は、次のマンセル表色系で示された範囲とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th><th>彩度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全ての色相</td><td>10以下</td></tr> </tbody> </table>	使用する色相	彩度	全ての色相	10以下
使用する色相	彩度				
全ての色相	10以下				

②湯の花温泉景観形成地区

①の全地区共通の基準に加え、以下の制限を定めます。

項 目	屋外広告物の景観形成基準（許可の基準）
規 模 ・ 位 置	●建物の過半を広告塔化することを避ける。
形 態 ・ 意 匠	●建築物や地域景観との調和を図る。 ●地域特性を活かした質の高いデザインとする。 ●文字や紋様はシンプルなものとし、少ない種類の色彩とする ●激しい動きや派手な色彩の光源、ネオンサインや可動式、点滅式光源を使用しない。

1. 情報発信・啓発

(1) 良好な景観形成のための意識醸成

良好な景観形成に対する意識を高めるため、景観形成の考え方や重要な景観について、パンフレットや広報紙、ホームページを活用した情報発信を行います。

また、優れたまちづくりの活動や事例を紹介する企画やパネル展などさまざまな手法を用いて活動を紹介します。

(2) まちづくりの活動を学ぶ機会や相談機会の充実

市民が景観まちづくりを進めるうえで活動方法や事例、専門知識に関するアドバイスの機会が必要となることから、京都府景観アドバイザー制度の活用など学習機会の創出に努めます。

2. 景観形成地区の追加指定

亀岡市では、景観計画策定後も、地域特性を活かした景観形成を図りたいと考えています。

そこで、地域住民の良好な景観の形成意識の高まりなどが見られる地区において、地権者の方々の協議の中で、景観形成地区指定への要望があれば、景観審議会での審議を経て、景観形成地区への指定を景観計画策定後も随時行っていきます。



3. 景観地区・景観協定の推進

地域住民の良好な景観の形成の意識の高まりが見られる地域には、土地所有者等の全員の合意のもとに締結される景観協定制度などを推進し、良好な景観形成を促進します。

また、建築物等の形態意匠の制限を定める制度については以下のようなものがあり、それぞれの制度について状況に合わせて活用を検討します。

◆景観地区【景観法・都市計画法】

法律に基づく地域地区制度で市町村が都市計画として定めます。建築物等の形態意匠について建築基準法上の建築確認制度の適用や景観法に基づく認定が必要で、基準外の建築物等は建築できません。

◆景観協定・景観府民協定【景観法・京都府景観条例】

土地所有者等全員の合意と景観行政団体の長や知事の認可により効力が発生します。協定は良好な景観の形成に関する事項であれば、建築基準等の物理的な基準だけでなく家の前に花を飾る等のルールや施設の管理方法、あるいは町の清掃等に関することまで幅広く定めることができます。後に当該区域内の土地所有者になった場合についても効力が及びます。

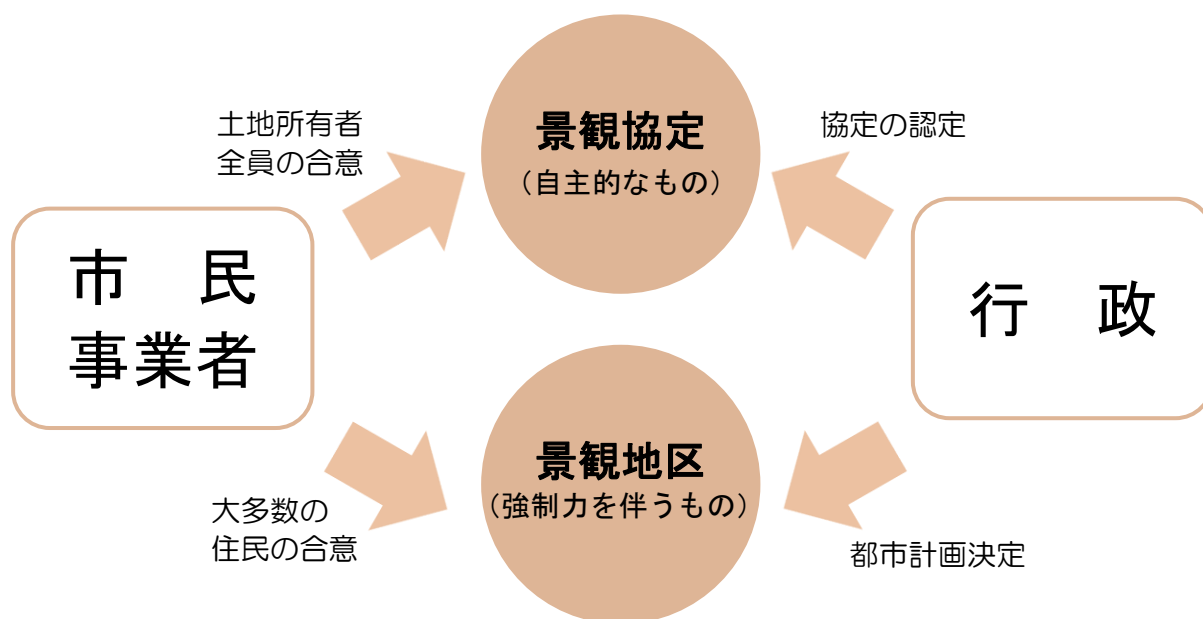
その他の制度

◆建築協定【建築基準法】

土地所有者の全員の合意により成立し、区域内の建築物の基準に関して設定できます。協定締結後に区域内の土地所有者になった場合にも効力が及びますが、建築基準法上の建築確認制度とはリンクしていません。協定違反は民事上の契約違反になります。

◆地区計画【都市計画法】

一定区域の整備、開発、保全のための計画で区域内の建築物等の基準に関して設定できます。市町村が都市計画として定め、建築基準法に基づく条例で規定した場合には建築確認制度により内容を担保することができます。後に土地所有者等になった場合においてもその効力が及びます。



4. 市民等との協働体制の確立

良好な景観の形成は、行政の取り組みだけで実現は不可能であり、住民の主体的で継続的な取り組みがあってこそ実現されるものです。支援の中には行政にしかできない支援もありますが、その反面、市民への定型的な支援は行政への依存となる場合もあります。支援の方法については状況により変化するものであり、常にその活動や状況を分析し効果的な支援のあり方について検証します。

また、景観形成の取り組みに係る市民、事業者、行政の連携については、まちづくり協議会などの良好な景観形成に向け積極的な活動を行う団体の育成とその支援制度の創設や活用など検討します。

5. 助成制度

次のような行為に対し、助成制度を創設しています。

- ・ 景観重要建造物の修理等保全に係るもの
- ・ 景観重要樹木の枯損や倒伏防止などの保全に係るもの
- ・ 城下町地区において、歴史的な景観形成地区に移行した地域で、伝統様式を残す建造物の修景に係るもの及び、景観形成基準に応じた修景に係るもの
- ・ 城下町地区において、「景観地区」「景観協定」などの歴史的景観の形成のための形態意匠の取り決めに応じた修景に係るもの
- ・ 良好な景観を形成するための活動を行う住民団体に対しての補助

6. 顕彰制度

良好な景観形成に関する市民の意識を向上させ、市民や事業者の積極的な取り組みを促進するために、良好な景観形成に寄与する建築物や市民団体や事業者の活動など各種の取り組みを評価し、表彰する仕組みを検討・整備します。

